

みんなが過ごしやすく安心感のある学校とするために

「いじめ」とは、いかなる理由があろうとも決して許されない行為である。私たちは「いじめ」を深刻な人権問題であると強く意識し、いじめの兆候をいち早く把握するとともに迅速に対応することが求められる。「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるという危機感をもち続けなければならない。いじめの重大事態の調査に関するガイドラインをもとに、すべての教職員が、保護者・地域・関係機関と連携し、未然防止や早期発見、組織的な対応に徹底して取り組む。

～いじめの定義～

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」と定義している。

「いじめ防止対策推進法」より

1 組織

① 「いじめ対策委員会」（中学校内）

校長，教頭，主幹，生徒指導主事，学年主任，適応教室担当，教育相談主任，保健主事，S C 生徒会担当，当該学級担任、生徒指導部

② 「小中一貫教育推進連絡協議会」（中学校区内） ※旧「中学校区いじめ防止連絡協議会」

中学校：生徒指導主事，校長，教頭，主幹，各学年主任，P T A 会長

小学校：生活指導主任，校長，P T A 会長

地 域：中央ブロック育成会会長，西部ブロック育成会会長

学校評議員

2 いじめの未然防止 【 いじめを生まない人間関係・学校風土づくり 】

① わかる授業・できる授業

（新潟市の授業づくり，ユニバーサルデザインを意識した授業づくり）

② 支持的風土にあふれる学級づくり

（互いに人間関係を結び，心のよりどころとなる学級づくり）

③ いじめ見逃しゼロスクール運動・あいさつ向上に向けた活動

（生徒会活動，学級活動）

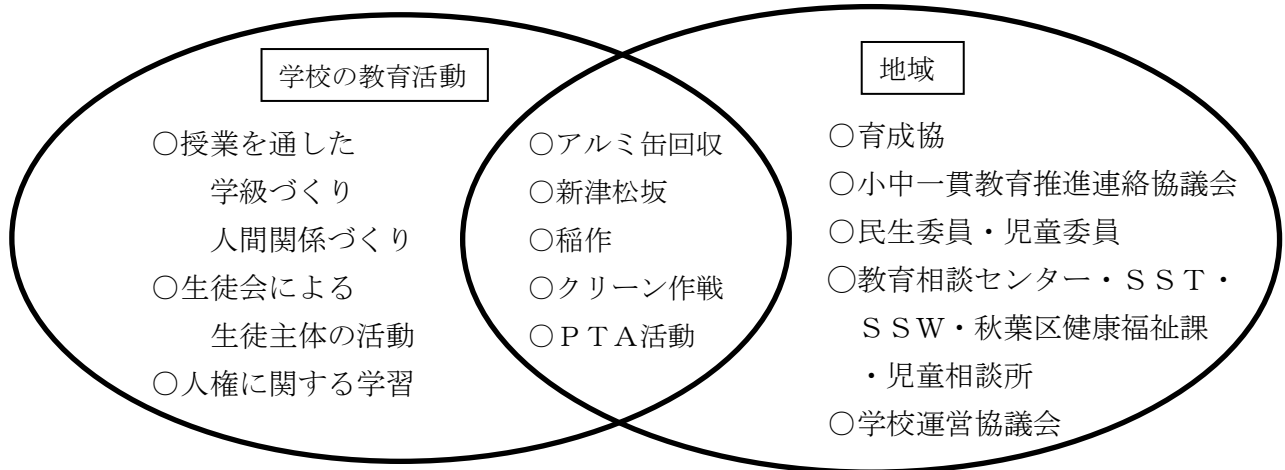
④ 保護者・地域との協力連携

（アルミ缶回収運動，新津松坂，クリーン作戦，P T A 活動）

⑤ 人権に関する学習

（人権講話・人権作文）

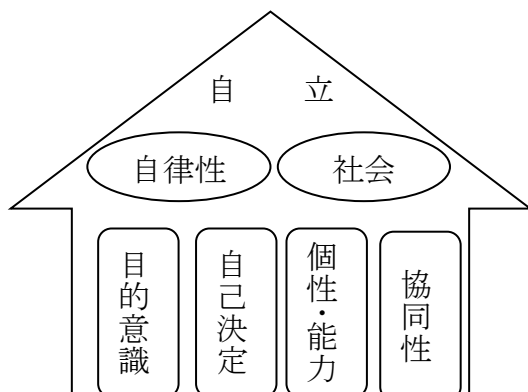
⑦ 外部講師を招いて健全育成やSNSトラブル防止の講演・講話の開催



3 いじめの早期発見 【いじめは観ようとしなければ見えない】

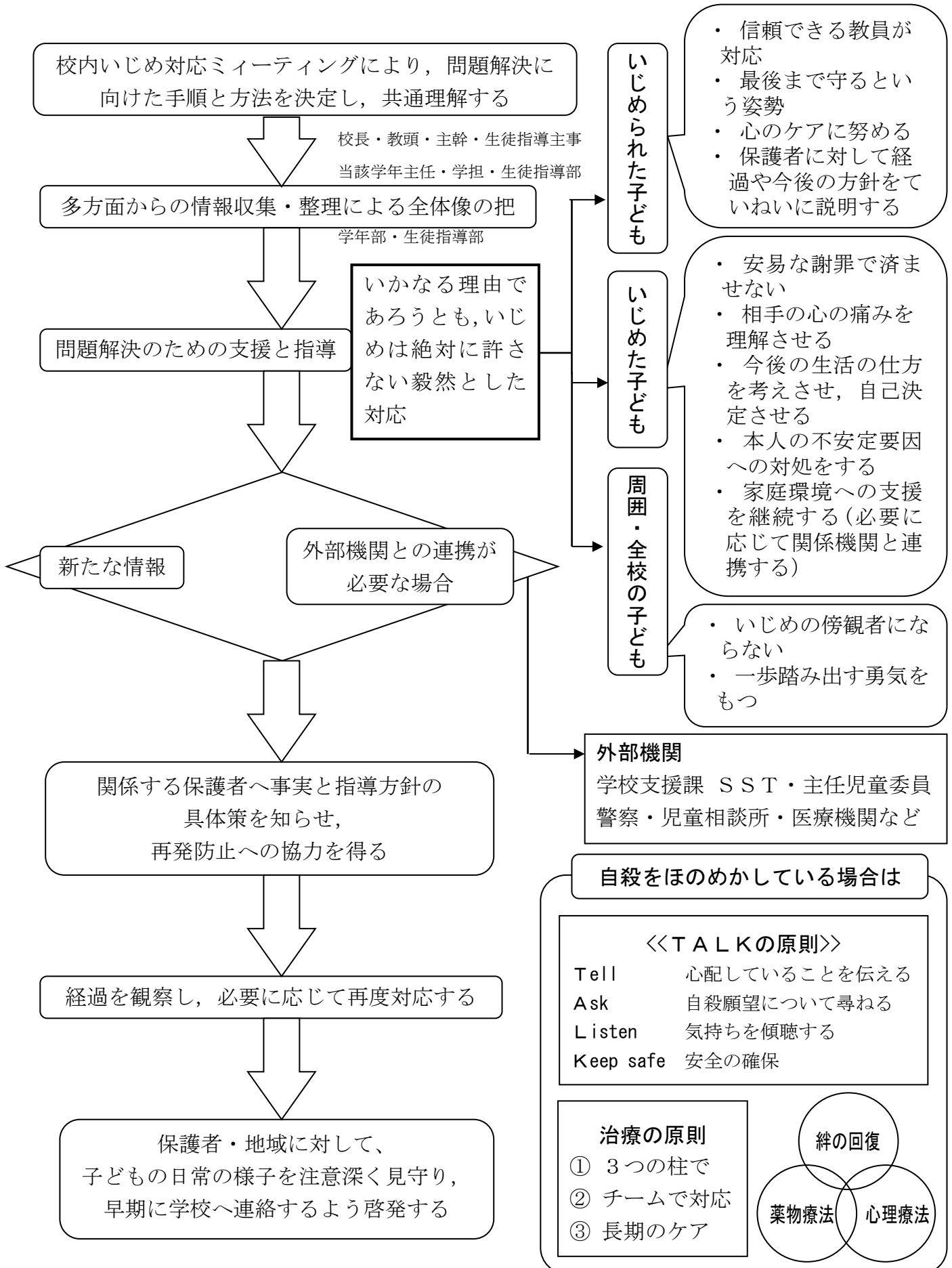
- ① 「校内いじめ対応ミーティング」を開催し迅速かつ適切に対応し早期解決を図る
- ② 日常の観察（生活ノートの記述 声かけ）
- ③ こまめな記録の積み重ね（記録の蓄積と情報の共有）
- ④ アンケート等の活用
 - ・ 悩みごとアンケート（毎月）
 - ・ 生活・学習アンケート（７、１２月）
- ⑤ 教育相談体制の充実（５、１１月・・・全校生徒対象，チャンス相談）
- ⑥ チャンス相談（随時）
- ⑦ ＳＣ（スクールカウンセラー）との連携
- ⑧ 小中の連携と情報交換
- ⑨ 関係諸機関等の連絡先（いじめＳＯＳ，児童相談所，教育相談センター，警察署等）の周知

子ども一人一人の成長を促す生徒指導



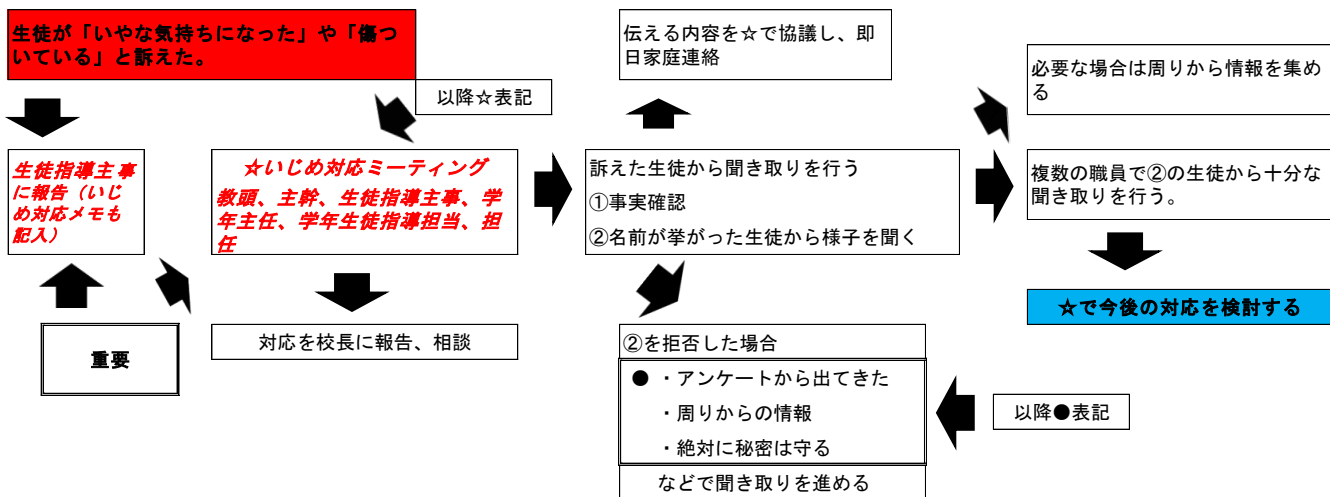
- 子どものよさを多面的に理解し、一人一人のこどもと教師との信頼関係を築く
- 全教育活動を通して、すべての子どもに「自律性」「社会性」を育成することを目指し、意図的・計画的な指導に取り組む
- 全職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む

4 いじめ解決への対応 【いじめを認識したら、方針を決め、組織的に対応する】

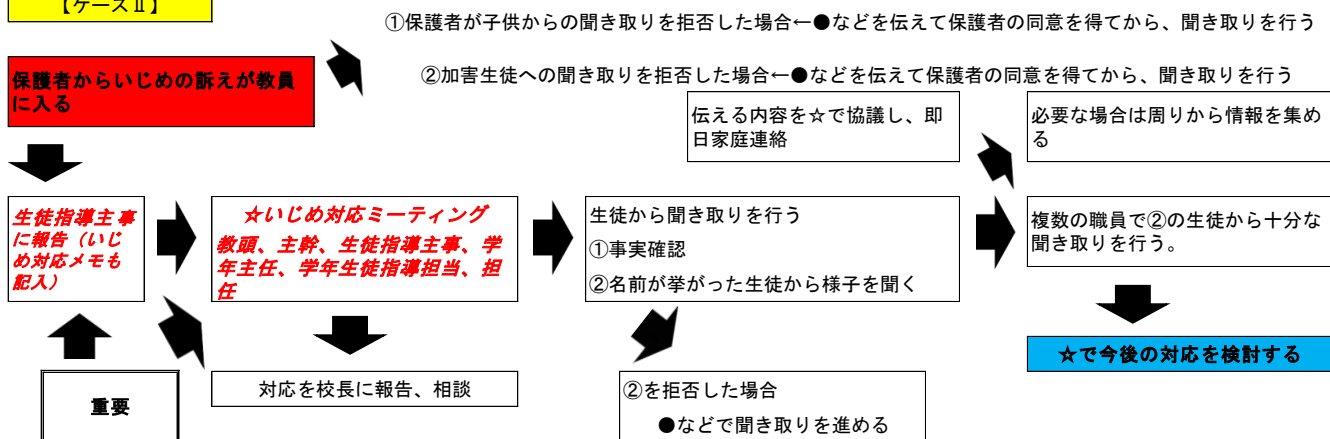


R7 新潟市立新津第一中学校 いじめ（暴力）対応マニュアル

【ケースⅠ】



【ケースⅡ】



【ケースⅢ】

